

自動車運転代行業者に対する読替え後の道路交通法の規定による使用制限の運用及び
処分量定の細目基準に関する規程新旧対照表

平成 14 年 8 月 22 日
福岡県公安委員会規程第 13 号
(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
目次～第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略) (13) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去 1 年以内に、読替え後の道路交通法第 117 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 118 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号、第 119 条第 2 項第 4 号又は第 119 条の 2 の 2 第 2 項の違反行為をした者であること。 イ (略) (14)～(16) (略) 第 3 条～様式第 5 号 (略)	目次～第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) (略) (13) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去 1 年以内に、読替え後の道路交通法第 117 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 118 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号、第 119 条第 2 項第 4 号又は第 119 条の 2 の 4 第 2 項の違反行為をした者であること。 イ (略) (14)～(16) (略) 第 3 条～様式第 5 号 (略)